

香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第11号

香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第11条関係）				別表（第11条関係）			
区	分	単 位	金 額	区	分	単 位	金 額
略				略			
冷房使用料				冷房使用料			
大会議室		略		大会議室		略	
<u>2階会議室</u>		<u>1時間当たり</u>	<u>570円</u>				
<u>3階会議室</u>		<u>1時間当たり</u>	<u>860円</u>				
宿泊施設		略		宿泊施設		略	
暖房使用料				暖房使用料			
大会議室		略		大会議室		略	
2階会議室		1時間当たり	<u>550円</u>	2階会議室		1時間当たり	<u>460円</u>
3階会議室		1時間当たり	<u>830円</u>	3階会議室		1時間当たり	<u>640円</u>
略				略			
備考				備考			
略				略			

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。